

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、九州薩摩半島の最南端に位置し、温暖な気候と豊富な温泉に恵まれ、観光と農業、水産加工業を中心に栄えてきた。近年、市内総生産額は、約1,280億円程度を推移し、第1次産業9%、第2次産業11%、第3次産業80%（うちサービス業28%）である。就業人口では、第1次産業23%（約4,600人）、第2次産業13%（約2,600人）、第3次産業64%（約13,000人、うちサービス業約8,500人）となっている（統計いぶすき平成29年度版）。各産業別付加価値額（全国順位）では、第1次産業245万円（626位）、第2次産業519万円（1436位）、第3次産業702万円（639位）であり、雇用者所得（1人当たり）は、332万円（1465位）となっている（RESAS；2013年データ）。

一方、市内人口は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）によると、2015年（平成27年）には約42,000人が、2030年には約35,000人に減少することが推計されている。人口構造においても生産年齢人口は2015年（平成27年）の22,000人が、2030年には16,000人に大きく減少すると推計されている。また、本市の製造品出荷額及び従事者1人当たり出荷額は全国平均以下であり、市内の事業所数は、2009年（平成21年）から2014年（平成26年）にかけて8.3%減少しており、今後も減少傾向が見込まれる。

なお、本市の有効求人倍率は、平成30年4月現在で1.36倍であり、鹿児島県下平均の1.27倍に比し高い数値を示しており、特に本市の基幹産業である農林水産業や加工製造業、宿泊・飲食サービス業と医療・福祉業等においては、人手不足に端を発する事業縮小に伴う地域経済への悪影響が懸念され始めている。

こうしたことから、本市では付加価値の高い農林水産物や加工品の開発、販路拡大をオール指宿で推進するとともに、スマート農業の取組や生産性の向上を中心に更なる産業振興の発展を目指している。また、鹿児島労働局と雇用対策協定を締結し、商工業全般に対する雇用確保対策事業や販路拡大促進事業、経営基盤安定化に向けた補助事業等を通じ、高齢化や少子化が進む中、産業人材の育成・確保を促進するため対策を講じてきた。

こうした取組を通じ、市内中小事業者の事業基盤を確たるものに構築していくことは、地域経済の維持及び発展のために必要なことである。

(2) 目標

中小企業者による先端設備等の導入を促すことで、薩摩半島南端地域の中心市として更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目指す。

2 先端設備等の種類

本市の産業の就業者数は、農業、卸・小売業、医療・福祉、宿泊・飲食サービス業及び製造業、建設業において1千名を超える雇用を有している。また、就業者数は少ないものの林業や漁業、鉱業・採石・砂利採取業においては、特化係数が1を超えている。

このように、指宿市の産業は、多様な業種が本市の経済、雇用を支えている。これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある、幅広い産業で多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市では、指宿駅前を中心とする商業ゾーン、海岸部の観光ゾーン、その周辺及び内陸部の一次産業ゾーンに大別され、地域特性を生かした産業活動が行われている。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現させ、地元資源活用型による発展を推進する観点から、本計画の対象区域は、指宿市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、多様な業種が本市の経済、雇用を支えており、幅広い産業で多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、スマート農業では、AI（人工知能）による熟練者の作業ノウハウの継承やロボットによる無人化・省力化などの他、データ共有による生産から消費までのバリューチェーン全体の最適化の構築、生産性向上に向けた事業者の取組では、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市域を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であることから、労働生産性が年率3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象外とし、健全な地域経済の発展に配慮する。